

# (仮称) 宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する 山形県知事意見

## 1 全般的事項

### (1) 総論

- ① 計画段階環境配慮書に記載された調査、予測及び評価結果について、方法書以降の手続きに反映させること。
- ② 工事に伴う環境影響評価については、方法書以降の手続きで実施することとしていることから、地元住民の理解が得られるよう、適切な環境影響評価項目の選定を行うこと。
- ③ 事業を進めるにあたり、地元自治体や住民等へ積極的な情報提供や説明を行うとともに、事業に係る問い合わせ等には真摯に対応すること。

### (2) 事業計画について

- ① 方法書以降は4事業に分割する予定とのことだが、風車の設置工事が同時に進むことにより、環境に与える影響が大きくなるおそれがある。このため、環境影響評価の実施にあたっては、複数の事業を実施する場合の累積的な影響を考慮すること。
- ② 事業実施想定区域は、硫化鉄が含まれる地層が分布している地域であるため、現地の地質の状況を把握し、事業計画の検討を行うこと。
- ③ 事業の実施により、管理用道路及び事業用地の雨水等が集中して河川へ流入しない計画となるよう配慮すること。

## 2 個別事項

### (1) 騒音について

- ① 事業実施想定区域は、居住区域からある程度離れているが、騒音（低周波音）が生活環境に与える影響について、十分な調査を行い、住民にわかりやすく説明し理解を得るとともに、良好な生活環境の維持に努めること。
- ② 事業実施想定区域内にある牧場には、春季から秋季にかけて受胎中の雌牛が放牧されていることから、騒音（低周波音）が雌牛及び胎児に与える影響について、専門家等からの助言を得ながら、最新の知見の収集に努め、影響が懸念される場合には、配慮すること。

## (2) 動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域は、林野庁により「緑の回廊」に設定され、また自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度の高い植生が広範囲に分布するとされている場所であることから、風力発電機の設置や管理用道路の整備等を計画するにあたっては、植物、生態系の保全に十分配慮すること。

また、風力発電機の稼働による騒音（低周波音）が、緑の回廊における生態系に与える大きさについて、最新の知見の収集に努め、影響が懸念される場合には、配慮すること。

なお、動植物への影響に係る調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討にあたっては、専門家の助言を踏まえ実施すること。

## (3) 景観について

① 事業実施想定区域の周辺に位置する銀山温泉は、「銀山温泉家並保存条例」により景観が保存されている地域である。このため、条例に定める保存地域から風力発電機が視認されないよう、配慮すること。

② 風力発電機の見えの大きさの評価方法として、垂直視野角が用いられているが、多数の風力発電機を稜線に沿って設置する場合、風力発電機の横方向の広がりの影響も調査、予測及び評価すること。